

番号 00921

登録識別情報等通知書

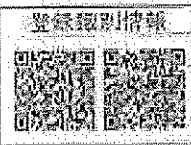
自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号	
相模 199 大 1068		令和 4 年 7 月 29 日	平成 24 年 7 月 29 日	SHIEDA-13195	
目野		[262] QKG-SHIEDAG		E13C	
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
自動車の種別	用途	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量
普通	貨物	トラック	2[2]人	38390[9600]kg	7160kg
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	軸重	高さ	前軸重
12.01	軽油	[027]	552kg	249kg	209kg
有効期間の満了する日	令和	項別区分番号	4040kg		2220kg
	5 月 27 日				

【相模】、一時抹消登録
 【24年度規制】平成26年2月28日 新規登録 50%減税措置
 適用
 平成27年度燃費基準達成車
 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。
 速度抑制装置付
 【走行距離計表示値】839,000km (令和4年2月22日)
 【旧走行距離計表示値】729,000km (令和3年2月25日)
 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB
 【旧自動車登録番号】富士山103か1307
 保安基準緩和【認定年月日】平成24年7月19日【関東運輸局】

【005】軸重、【098】活緩和【制限事項】
 【005】自動車の後面及び運搬者席には、軸重を表示すること。
 【064】けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書きで併記して表示すること。
 【067】基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。
 【091】運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。
 【その他検査事項】【110】速度制限装置を1 (9-20) 燃費少シク1個 (930) 最大積載量欄中括弧内は基準内第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は基準内車両総重量を示す。なお、基準緩和時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ11500KG及び18770KGとする。

令和 4 年 7 月 29 日

神奈川運輸支局長



1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸送の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい